

後期高齢者医療に加入されている方へお知らせ

令和6年4月から 後期高齢者医療制度が 見直されます



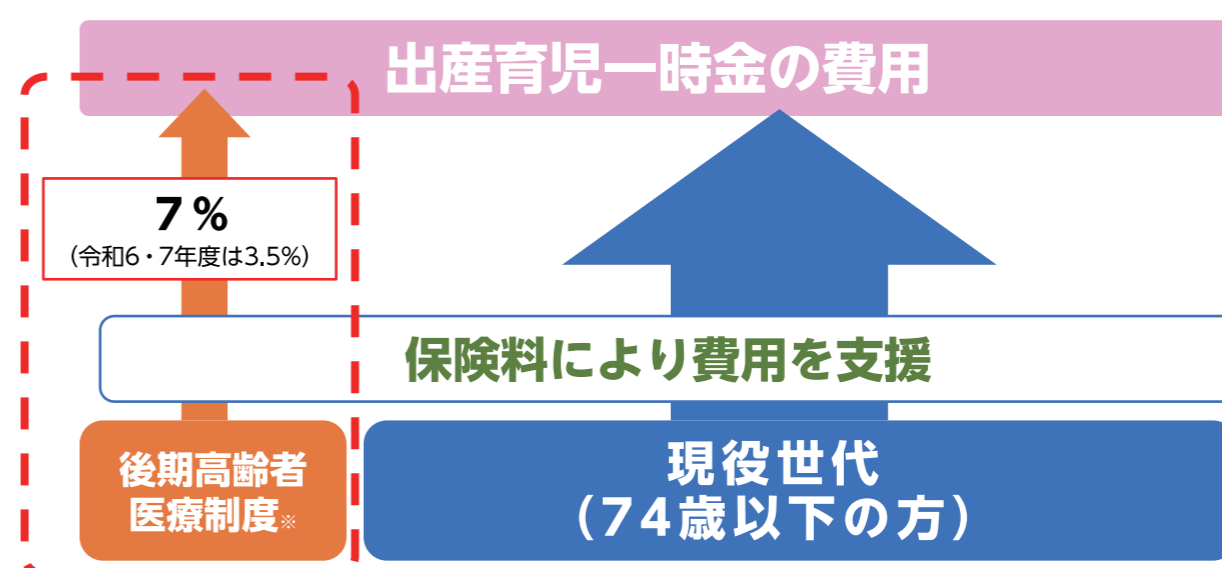
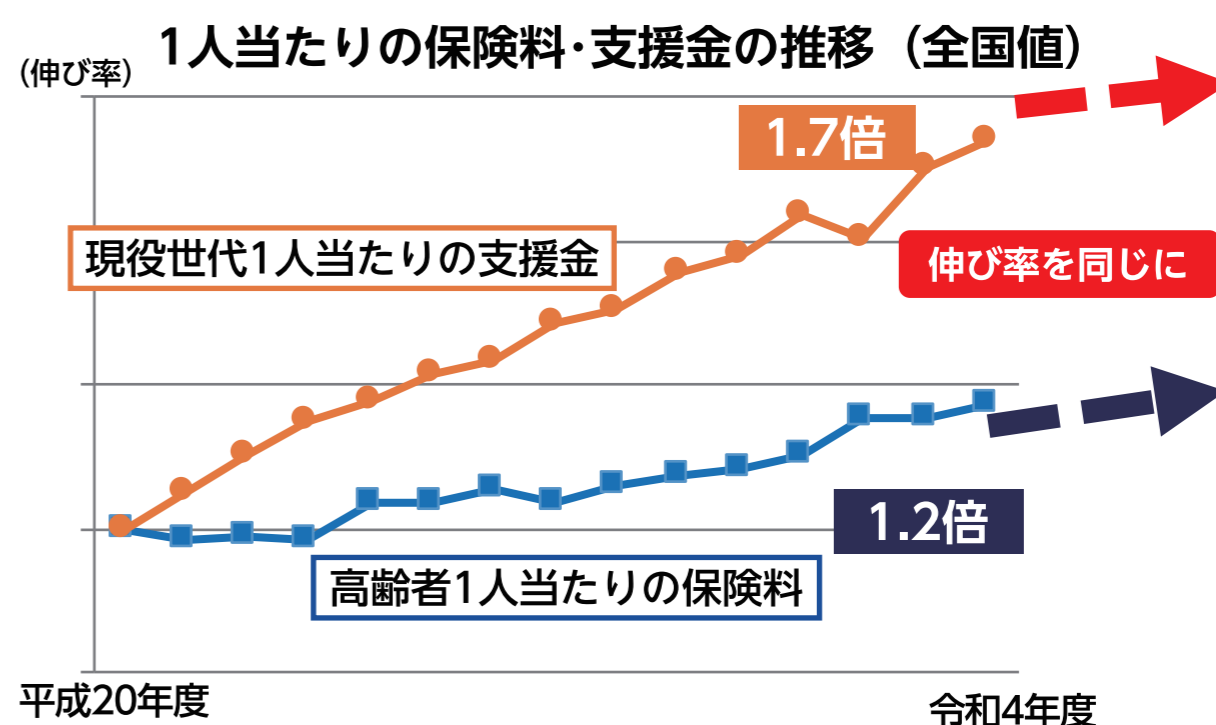
少子高齢化が進む中、後期高齢者の医療費は今後さらに増えていくと見込まれています。このため、全ての国民が、年齢に関わりなく、その負担能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことが重要となります。

後期高齢者の保険料の 負担割合を見直します

- ◆後期高齢者1人当たりの保険料と現役世代1人当たりの後期高齢者支援金については、少子高齢化による人口構成の変化により、制度導入時に比べ、後期高齢者は1.2倍、現役世代は1.7倍に増えており、現役世代の負担がより重くなっています。
- ◆そのため、令和6年度から「後期高齢者1人当たりの保険料」と「現役世代1人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直します。

出産育児一時金を全世代で 支える仕組みを導入します

- ◆出産育児一時金に必要な費用の一部(7%)を、後期高齢者の保険料から支援します。



※65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。

保険料負担の急激な増加をやわらげる措置があります

1. 被保険者の約6割の方(※1) (例:年金収入153万円相当以下の方)は、**制度見直しに伴う増加はございません。**(※2)
2. 一定以下の収入の方 (例:年金収入153万円～211万円相当の方)は、収入に応じてご負担いただく定率部分(所得割)について、**令和6年度は制度見直しに伴う増加はございません。**(※2)
3. 収入が高い方 (約1,000万円を超える方)は、保険料負担の年間上限額(賦課限度額)について、**段階的に引き上げられます (令和6年度は73万円、令和7年度は80万円)。**(※3)

※1 収入にかかわらずご負担いただく定額部分(均等割)のみを負担している方

※2 制度の見直し以外の要因(人口構成の変化や医療費の増加等)により、保険料額が増加することもあります。

※3 賦課限度額の段階的引き上げの対象となる方は、①令和6年4月1日より前から後期高齢者医療制度の被保険者であった方、②令和6年度中に障害障害認定を受け後期高齢者医療制度の被保険者である方です。

お問い合わせはこちらまで

今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は
厚生労働省コールセンター (令和6年6月～令和7年3月)

0120-122-140 月曜日～土曜日の9時～18時
(日曜日・祝日・年末年始は休業)

ご自身の保険料額の計算等に関するご質問等は、
都道府県の「後期高齢者医療広域連合」または市区町村の「後期高齢者医療担当窓口」まで



詳しくはこちらから

